

事業系指定ごみ袋を 使用して排出してください。

令和4年7月1日から完全実施です

7月からは指定ごみ袋以外は使用できません。



事業所名の記入を
忘れずにお願いします。



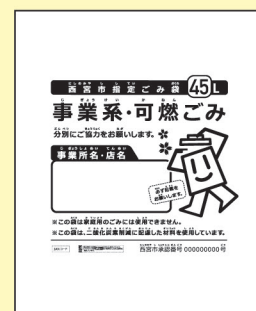
りーくるくん

指定ごみ袋の購入準備はできていますか？

- 市内のホームセンター、ドラッグストア、スーパーなどで順次販売を開始しています。インターネットで購入することもできます。最新の情報は、右記二次元バーコードからご確認ください。
- 価格は、店舗や販売サイトごとの流通価格で販売されています。



HPはこちら



袋サイズ 45ℓ・90ℓ

指定ごみ袋への記名の方法は決まりましたか？

- 指定ごみ袋に記載していただく事業所名の表記内容について手書きの場合は、一般的な通称名を使用していただくこともできます。

例：「●●病院」→○「●●HP」 「▲▲歯科」→○「▲▲DC」 「施設管理」→○「シセツカンリ」

ただし、固有名詞の頭文字による省略だけでは排出者が特定できませんので、お避けください。

例：「西部総合処理センター」→×「SC」



事業系指定 ごみ袋導入の



Q1 「指定ごみ袋制度」はどのような制度ですか？

A1 指定ごみ袋制度とは、一般家庭や事業者がごみ出しをする際に、袋の規格や仕様等、市が一定の条件を定めたごみ袋の使用を義務付ける制度のことです。

Q2 指定ごみ袋に入らないごみはどうしたらよいですか？

A2 袋に入らないサイズのごみ（原則40cm以上、5kg以上のもの、木製品、布団、本置等）は、「事業系粗大ごみ」です。粗大ごみは指定ごみ袋の対象外となります。事業系粗大ごみの搬入手続きをお願いします。植木ごみ等の受け入れ基準は幹の太さによって異なりますので、ホームページをご確認ください。

Q3 指定ごみ袋はどこで買えますか？

A3 販売店の情報を随時、市のホームページでお知らせします。

Q4 指定ごみ袋の値段はいくらになるのですか？

A4 販売店によって異なります。指定ごみ袋は、市が直接、製造・販売するのではなく、一般のごみ袋と同様、各小売業者が仕入れた指定ごみ袋に利益を乗せた金額で販売価格を設定して販売しております。

Q5 指定ごみ袋を使わずに出したごみを市の施設で処分してもらえますか？

A5 指定ごみ袋制度の導入開始後に指定ごみ袋を使わずに出されたごみは、市の処理施設では原則として処分できません。本市の指定ごみ袋に入れて出させていただきますようお願いします。ただし、直接持込等におけるの例外措置の対象となる場合が有りますのでホームページの最新情報をご確認ください。

Q6 指定ごみ袋を使っても、正しく分別されていないごみはどうなりますか？

A6 指定ごみ袋を使用されていても、適切な分別がなされていない場合は、市の処理施設への搬入は認められません。適正な分別排出へのご理解とご協力をお願いします。

Q7 指定ごみ袋にあらかじめ事業所名を印刷した袋を作って使用することはできますか？

A7 名称を印刷した袋での排出は可能です。製造については指定ごみ袋製造承認事業者へお問い合わせください。また、名称入りシールや油性のハンコ等を用いて表示することも可能です。

Q8 記名をしなくてもいい場合はありますか？

A8 原則すべての事業者に記載していただく必要があります。ただし、直接持込等におけるの例外措置はホームページの最新情報をご確認ください。



お問合せ先

事業系指定ごみ袋について

事業系廃棄物について

施設管理課：0798-22-6601

事業系廃棄物対策課：0798-35-0185

西宮市